

陳情第 80 号	受理年月日	平成 30 年 5 月 24 日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	「東京都受動喫煙防止条例」と同趣旨の条例制定について	
要旨	<p>現在受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案が国会に提出されている。その概要は、「医療機関や学校、行政機関は敷地内原則禁煙とする（屋外の喫煙所設置は認める）。飲食店は原則屋内禁煙（喫煙専用室は設置可）とするが、客席面積 100 平方メートル以下で、個人経営か資本金 5,000 万円以下の中小企業が経営する既存店は、「喫煙」「分煙」などの表示をすれば喫煙を認める。一方で新規店は原則屋内禁煙とする。」とのことで飲食店全体 55%（大都市は 80～90%）は喫煙可能と推計されている。</p> <p>一方、東京都では、「従業員を雇っている飲食店（約 84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」との条例骨子案を公表し、6 月都議会で提案する方向である。また、大阪市及び大阪府は連携、調整して、対象施設を広げた独自の受動喫煙防止条例の制定を目指すと報じられている。このため、次のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都や大阪府等の動きに合わせて、特に飲食店などの利用客と従業員、観光客や海外の方々などの健康を受動喫煙の危害から守る受動喫煙防止条例を早期に制定すること。</li> <li>2 従業員を雇っている飲食店は、店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙とすること。</li> <li>3 従業員のいない飲食店について、新規店は屋内禁煙を義務付け、既存店は家族や利用客の健康のために屋内禁煙が望ましいとすること。</li> <li>4 分煙ではなく、屋内禁煙を徹底すること。</li> <li>5 条例の遵守を担保するため罰則規定（過料）を設けること。</li> </ol>	